

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件

京都国民年金 事案 2027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

申立期間について、両親が国民年金の加入手続や婚姻してA県に転居するまでの国民年金保険料の納付をしてくれていた。申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月以降、平成3年3月まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は「昭和43年11月27日」と記載されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、当該期間は過年度納付することが可能である上、C市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度保険料の納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であることを踏まえると、当該期間の保険料は過年度納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までについては、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点で、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納

付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の両親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年8月まで

住所は実家のA市のままB県で働いていたが、昭和57年3月に実家に帰ってから、亡くなった父親が国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から同年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、A市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄には当該期間の保険料は未納とされているものの、申立人に係る特殊台帳の昭和57年度の摘要欄には、納付申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、この納付書により当該期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年4月から57年3月までについて、申立人は、同年3月にA市の実家に帰ってから、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が国民年金に加入した昭和57年9月の時点で、当

該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、A市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄には、「納付しない」と記載されていることから、国民年金に加入した時点では、さかのぼって納付しないとの意思表示がなされたものと推認される上、特殊台帳において、当該期間の納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 2029

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から同年9月まで

結婚後の昭和58年2月ごろ、夫がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を含め、さかのぼって5枚の納付書で保険料を納付してくれた。その領収書は申立期間を除き所持しているが、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

なお、夫が当時、A市担当者より聞いた申立期間を含む国民年金保険料額を記載したメモを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は昭和57年3月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の国民年金加入手続きや申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫も、55年2月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月にA市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は56年4月1日と記載されており、これは同市の国民年金被保険者名簿の記載とも一致していることから、申立人が国民年金に加入した時点で

申立期間は過年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、昭和 58 年 2 月 8 日に国民年金保険料を納付した 57 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの領収書と共に、申立期間を含むこれらの期間の保険料納付予定額を記載したメモを所持していることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、昭和25年9月1日であると認められることから、申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和25年6月から同年8月までを2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月から24年1月1日まで
② 昭和24年8月から25年1月1日まで
③ 昭和25年6月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間①について、昭和21年10月にB農業協同組合に就職したが、24年1月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②及び③については、A社で働いていたので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録から、有限会社Aにおいて、昭和25年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「退社するまで同社に申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和25年9月1日と記録した後、同年6月1日に記録を訂正している形跡が認められる。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和25年6月1日に被保険者資格喪失の記録が有る同僚3人のうち2人は、それぞれの厚生年金保険被保険者台帳において、被保

険者資格喪失日が同年9月1日と記録されており、そのうち1人はオンライン上の被保険者資格喪失日が同年9月1日となっていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、社会保険事務所（当時）における厚生年金保険の被保険者資格の記録管理が適正に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和25年9月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、2,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がB農業協同組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B農業協同組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日である昭和24年1月1日であり、申立期間①当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、B農業協同組合は既に解散しており、申立期間当時の理事は所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、複数の同僚も申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これら同僚からも申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の供述は得られない。

申立期間②について、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日である昭和25年1月1日であり、申立期間②当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、有限会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、複数の同僚も申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これら同僚からも申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につ

いて、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については46万5,000円、同年12月10日、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ47万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は46万5,000円、申立期間②、③、④及び⑤は47万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については43万5,000円、同年12月10日及び18年6月25日についてはそれぞれ45万5,000円、同年12月8日については43万5,000円、19年6月25日については45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は43万5,000円、申立期間②及び③は45

万 5,000 円、申立期間④は 43 万 5,000 円、申立期間⑤は 45 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については10万円、同年12月10日については14万円、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は14万円、申立期

間③、④及び⑤は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については40万5,000円、同年12月10日、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ42万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は40万5,000円、申立期間②、③、④及び⑤は42万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については41万5,000円、同年12月10日及び18年6月25日についてはそれぞれ42万5,000円、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は41万5,000円、申立期間②及び③は42

万 5,000 円、申立期間④及び⑤は 43 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については27万5,000円、同年12月10日については28万円、18年6月25日については30万円、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は27万5,000円、申立期間②は28万円、

申立期間③は 30 万円、申立期間④及び⑤は 30 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については33万円、同年12月10日、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は33万円、申立期間②、③、④及び⑤は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については17万円、同年12月10日、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は17万円、申立期間②、③、④及び⑤は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については31万円、同年12月10日及び18年6月25日についてはそれぞれ31万5,000円、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は31万円、申立期間②及び③は31万5,000

円、申立期間④及び⑤は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については42万5,000円、同年12月10日、18年6月25日、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は42万5,000円、申立期間②、③、④及び⑤は43万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については10万円、同年12月10日については38万円、18年6月25日については40万円、同年12月8日及び19年6月25日についてはそれぞれ40万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

上記期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA医院が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は38万円、申立期

間③は 40 万円、申立期間④及び⑤は 40 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年9月16日から同年11月1日まで

私は、昭和18年9月軍需工場であった株式会社Aに入社し、同年10月末日に退社した。年金事務所からの回答で、資格取得日(18年9月16日)を確認したが、その資格喪失日を確認することができない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、株式会社AのC工場が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できず、当該事業所に係る被保険者名簿は確認できないが、日本年金機構に保管されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人が昭和18年9月16日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法(当時は、労働者年金保険法)の適用事業所となっており、申立人は、同日に被保険者資格を取得していたことが認められる。

また、株式会社Aの社史によれば、D市E区に陸軍・海軍管理工場としてF工場が設置され、同工場内にG工場が存在していることが確認できる

上に、申立人の供述する勤務状況と一致することから、申立期間に、申立人が同社G工場に勤務し、G工場は、厚生年金保険被保険者台帳において住所等から株式会社AのC工場と推認できる。

さらに、当時は、戦時下の労働統制のもと、労務調整令（昭和17年1月20日施行）により、工場労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されている状況を踏まえると、申立人は、申立期間も当該事業所に継続して勤務していたと考えるのが相当である。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には記録が無いが、申立人は申立期間後に勤務したH社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和18年11月1日に取得していることから、申立人の株式会社AのC工場の被保険者資格の喪失日を同日とすることが妥当である。

一方、申立期間当時、D市E区の事業所はI出張所の管轄であり、当該出張所は、戦災により廃所になったとする資料が確認できる上、株式会社AのF工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、同社G工場の被保険者分も含め消失した名簿を復元したことがうかがえる。

また、申立てに係る厚生年金保険の資格喪失日に係る記録が無いことの原因としては、被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性が考えられるが、保険者も当該被保険者台帳及び被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、事業主及び申立人のいずれの責にも帰すことができないものと認められる。

以上を踏まえて、本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録では、事業主がその届出を行なった後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立ての事業所における資格取得日は昭和18年9月16日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和30年10月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社D工場における資格取得日に係る記録を昭和33年11月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月21日から同年10月21日まで
② 昭和33年11月21日から34年10月1日まで

私は、A株式会社C部に勤務していた昭和30年ごろにE株式会社（現在は、B株式会社）F営業所に出向し、G出張所において営業として勤務した後、同社H事業部に異動し、同事業部がI県J市に移転するのにもとない、33年11月にA株式会社D工場に異動して42年3月20日に退職するまで継続して勤務した。入社してから退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間①及び②について、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間①においてA株式会社C部に在籍しながらE株式会社F営業所G出張所に出向して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

なお、申立期間①に係る異動日については、申立人は、「F営業所に赴任してから数か月間は、異動前の事業所から給料が出ているとのことだった。」と供述しており、B株式会社の退職者に係る厚生年金保険事務担当部署である株式会社B共済会の担当者は、「手書き社員名簿の記録から、申立人がF営業所G出張所に勤務していた期間については、申立人の在籍は異動前の事業所のままであったと思われる。」と供述していることから判断すると、A株式会社C部における資格喪失日を、F株式会社H事業部に係る被保険者名簿に記載されている資格取得日と同日の昭和30年10月21日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部に係る昭和30年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、B株式会社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間②においてE株式会社及び関連会社のA株式会社に継続して勤務し（E株式会社H事業部からA株式会社D工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②に係る異動日については、上記の株式会社B共済会担当者は、手書き社員名簿の記録から、申立期間②については社員在籍期間である旨回答しているほか、昭和33年3月にA株式会社D工場に異動した元同僚は、「A株式会社D工場では、申立人は、私の部下としてずっと一緒に仕事をしていた。」と回答していることから判断すると、A株式会社D工場における資格取得日を同年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D工場に係る昭和34年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月19日に支給された賞与において、31万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A株式会社で平成15年12月19日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間に係る賞与台帳の記録により、申立人は申立期間について31万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した控え等が保存されていないため不明としており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は28万円、申立期間②は29万円、申立期間③は35万1,000円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成17年7月26日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月28日
⑤ 平成18年12月22日

A医院で申立期間①、②、③、④及び⑤において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の記録により、申立人は、各申立期間に同法人から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A医院から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①を28万円、申立期間②を29万円、申立期間③を35万1,000円、申立期間④を30万円、申立期間⑤を4万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を行っていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万円、申立期間②は42万円、申立期間③は51万7,000円、申立期間④は43万円、申立期間⑤は5万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成17年7月26日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月28日
⑤ 平成18年12月22日

A医院で申立期間①、②、③、④及び⑤において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の記録により、申立人は、各申立期間に同法人から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A医院から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①を41万円、申立期間②を42万円、申立期間③を51万7,000円、申立期間④を43万円、申立期間⑤を5万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を行っていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は30万5,000円、申立期間③は36万1,000円、申立期間④は30万5,000円、申立期間⑤は4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成17年7月26日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月28日
⑤ 平成18年12月22日

A医院で申立期間①、②、③、④及び⑤において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の記録により、申立人は、各申立期間に同法人から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A医院から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①を30万円、申立期間②を30万5,000円、申立期間③を36万1,000円、申立期間④を30万5,000円、申立期間⑤を4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を行っていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は10万円、申立期間②は25万円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④は26万円、申立期間⑤は3万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成17年7月26日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月28日
⑤ 平成18年12月22日

A医院で申立期間①、②、③、④及び⑤において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の記録により、申立人は、各申立期間に同法人から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A医院から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①を10万円、申立期間②を25万円、申立期間③を29万3,000円、申立期間④を26万円、申立期間⑤を3万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を行っていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの期間、53年1月から54年3月までの期間及び同年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで
② 昭和53年1月から54年3月まで
③ 昭和54年12月から55年3月まで

それまでは未納であったが、昭和48年からは毎月欠かさず、私と妻の国民年金保険料をA市のB郵便局かC農協で納付していた。住所が何度も変わっており見落としも考えられるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻の分と一緒に郵便局又は農協で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、当時の被保険者台帳である申立人及びその妻の特殊台帳により、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、3か月の未納期間を除き、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立人の申立期間は、現年度保険料が未納と記録された後、昭和49年度から51年度までの各年度欄には、「52催」と記載され、保険料納付を催告されているが、過年度保険料として納付された記載は無いことが確認できることから、申立期間の保険料については、納付されなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③について、申立人の上記の特殊台帳には、「申免」の押印が確認でき、国民年金保険料を納付した記載は見当たらない上、申立期間③については、申立人の妻の上記の特殊台帳により、一緒に納付し

ていたとする妻も申請免除期間であることが確認できる。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から57年10月まで
昭和56年11月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において「はじめて被保険者となった日」は昭和62年10月21日と記載されていることが確認でき、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて新規取得日が同日とされていることとも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和62年10月から同年12月ごろまでに払い出されていることが確認できるため、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の同手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内すべてについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から61年3月まで
昭和49年7月末ごろ、国民年金に関してA市役所に相談に行き、加入手続を行った記憶が有る。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月末ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った記憶が有ると主張している。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者資格取得の届出は、昭和61年5月17日に行われ、同年4月1日に第3号被保険者資格を新規取得していることがA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」及び被保険者種別とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、

オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から44年3月まで

亡くなった父親から国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料を納付していたことを聞いているので、申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の父親から国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いていると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人が当時居住していたとするA市において、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内すべてについて、旧姓である「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立期間において同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月にE市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることになるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2034(事案 1399 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年6月まで

前回の第三者委員会への申立てにより、昭和45年7月から47年3月まではあっせんしてもらったが、申立期間についても夫と二人分の国民年金保険料を納付書により毎月、A銀行B支店で納付していたので再申立てする。

また、夫の前回の申立てについて、第三者委員会の回答では、昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付しているとのことであるが、夫と二人分の保険料を納付してきたので、その期間が未納であることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、今回の申立期間について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではないなどとして既に当委員会の決定に基づき平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の夫と二人分の国民年金保険料を毎月納付しており、申立人の夫が昭和43年4月から納付しているのであれば、申立人について、その期間が未納とされていることに納得できないとして再申立て

を行っている。

しかしながら、申立人の夫は昭和 50 年 4 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その時点から 60 歳まで国民年金保険料を納付しても、老齢年金の受給資格を得ることができないため、特例納付及び過年度納付したものと考えられるものの、申立人については、国民年金の加入手続き時期やその当時の年齢から、申立人の夫と共に特例納付しなければならない事情は見当たらない上、申立人の夫と二人分の保険料を毎月、銀行で納付していたとの主張とは相容れないなど、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から60年9月まで

私は、昭和56年12月からA医院に正規で勤務し、申立期間の国民年金保険料は雇用主が納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していた事業主に照会したところ、申立人の国民年金保険料を納付していたとの証言は得られない上、申立期間のうち、昭和56年11月から58年10月までについて、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は「昭和58年11月21日」と記載されており、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストからも、被保険者資格取得日は同日であることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和58年11月から60年9月までについて、申立人の被保険者資格取得日の記録から、申立人は、62年11月ごろ国民年金に加入したものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点で納付可能な当該期間直後の60年10月から61年7月までの国民年金保険料を62年11月24日発行の納付書により同年12月2日に過年度納付していることが領収済通知書により確認できることから、当該期間は時効により保険料

を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の事業主又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで
私の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付については、亡くなった両親が行ってくれたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付を亡くなった申立人の両親が行ってくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月23日にA県B市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、同市の国民年金被保険者名簿には、同日付で国民年金に職権適用により新規加入している記載が確認できるものの、申立期間である昭和59年度、60年度及び61年度の検認記録欄には納付記録は見当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から平成4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から平成4年8月まで
申立期間については、家業の建材店を手伝っていた。昭和53年8月ごろ、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 5 日から同年 6 月 1 日まで
船員保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間については同社のB丸に二等航海士として乗船しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について船員保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元同僚が、同社のB丸に、申立人が航海士として一緒に乗船していた旨を供述していることから、申立期間において申立人が同船において船員として勤務していたことは推認できる。

また、申立人は船員手帳に申立期間における雇入記録が記載されていることから、船員保険にも加入していた旨を主張しているが、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が入手できない上、当時の元事業主も既に亡くなっているため、同事業所における申立人の船員保険の適用及び船員保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A株式会社の複数の元取締役及び元同僚に照会したところ、申立期間において申立人の船員保険の適用及び給与から船員保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、被保険者証の番号に欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年5月25日まで
私は、昭和28年4月1日から33年5月25日まで社会保険、失業保険、年金保険等があると聞いて有限会社Aに勤務したが、当該事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査の上、加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の事業主の長男は、平成12年5月に廃業した時点ですべての書類を廃棄した旨を回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、有限会社Aは昭和34年11月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月から同年12月まで

私は、申立期間において、A株式会社B撮影所で勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた集合写真には、申立人と共に、申立人が撮影に携わったとしている映画の出演俳優、撮影スタッフ等が写っていることから、勤務期間は明らかではないが、申立人がA株式会社B撮影所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A株式会社B撮影所は、昭和47年11月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主に照会を行ったものの、回答を得ることができず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することはできない。

また、申立期間当時、A株式会社B撮影所で勤務していた元同僚に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできない上、複数の元同僚は、同事業所には3か月から2年の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった旨の回答をしていることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させ

る取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A株式会社B撮影所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 1 日から 60 年 8 月 21 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 58 年 3 月から 61 年 9 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 60 年 8 月 21 日から 61 年 9 月 30 日までとなっている。

また、株式会社B、C支店には昭和 61 年 10 月から 63 年 4 月まで勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は 62 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aに勤務していた元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの労務管理を行っていた社会保険労務士に照会したところ、「申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 60 年 8 月 21 日及び資格喪失日は 61 年 9 月 30 日であり、これ以外の期間では申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記社会保険労務士が作成し保管している社会保険被保険者名簿の被保険者加入記録及び雇用保険の加入記録は、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の元同僚に照会

したところ、「株式会社Aにおいては、初めはアルバイトで勤務した後に正社員となる人がほとんどであった。」と回答していることから、同社では、申立期間当時、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②及び③について、株式会社B、C支店の事業主に照会したところ、「申立人が退職してから20年以上経過しており関係資料は保管されていない。ただし、パソコンに保存されている申立人の在籍期間については、入社日は昭和62年1月1日、退職日は同年3月31日となっている。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、株式会社B、C支店の厚生年金基金の加入記録を管理している企業年金連合会に照会したところ、Bグループ厚生年金基金における申立人に係る加入期間は厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

さらに、株式会社B、C支店に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることはできない。

加えて、申立人の申立期間②及び③に係る株式会社B、C支店の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
平成 8 年 2 月から株式会社 A に正社員として入社し、同社 B 営業所で同年 9 月 30 日まで勤務した。しかし、入社から 5 月 1 日までの 3 か月間の加入記録がもれている。最初の 3 か月間は見習い期間と言う説明も全く受けていない。また、社会保険料も最初の給与から控除されており、入社後 2 ～ 3 週間後に健康保険被保険者証も受領していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 2 月から株式会社 A に正社員として入社し、健康保険被保険者証を受領していたと主張している。

しかし、株式会社 A は、「入社後 3 か月間の研修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていない。」と回答をしている上、当該事業所が保管する「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日が平成 8 年 5 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は同社 B 営業所の所長の氏名について記憶していないことから、オンライン記録から確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は平成 8 年 5 月 1 日に資格を取得し、同年 9 月 29 日に離職しており、雇用保険の加入期間が厚生年金の加入期間と一致しているところ、事業主は、雇用保険と同時に、厚生年

金保険被保険者に関する届出を行っていた旨回答している。

加えて、株式会社Aに係る被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立期間における整理番号は連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで

A株式会社が新規適用事業所となる昭和57年11月1日以前から勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では60年5月1日が資格取得日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主の供述及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社の事業主に照会したところ、「申立期間当時の従業員に関する資料等は保存しておらず、申立人の申立期間における正確な勤務実態は分からない。また、当社が昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となる際、申立人のみが厚生年金保険への加入を希望しなかった。その後しばらくしてから加入希望があり、手続を行った。」と供述している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者のうち、同社の新規適用日以前から同社に勤務していたと供述している同僚3人に対して、事業主からの厚生年金保険に関する説明の有無及び加入の意思確認について照会したところ、そのうち2人が厚生年金保険の説明を受け、加入の意思を確認された旨の回答をしていることから、同社では、すべての従業員について新規適用日に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において健康保険証により医療機関で受診したと主張するが、申立人が健康保険に加入していたことを確認できる関連資料や周辺事情は無く、申立期間において健康保険の被保険者であったことの確認はできない。

加えて、申立人のA株式会社における雇用保険の加入日は、昭和60年5月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と同日となっていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の記録に訂正箇所は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は株式会社Aの喫茶部「B」に最低でも2年間は勤務していたが、「ねんきん特別便」によると、厚生年金保険の加入期間が7か月とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が株式会社A喫茶部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に解散しており、元事業主に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨を回答していることから、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の複数の事務担当者に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録及び株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が入社日は異なっていたと記憶する同社喫茶部の元同僚2人について、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和50年7月1日とされていることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所の喫茶部においては、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、雇用保険の記録では、申立人は、株式会社Aにおいて、昭和50

年7月1日に資格を取得し、51年2月20日に離職していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 10 日から 63 年 6 月 15 日まで

私は、昭和 60 年 7 月 10 日から 63 年 6 月 15 日まで A 株式会社 B 工場で、株式会社 C（後に、株式会社 D）からの派遣社員として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。当時の給与振込みがされている通帳があるのと、当時の同僚も分かっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人名義の銀行通帳及び元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が株式会社 C に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社 C は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主に照会をしたが回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が同様に勤務していたと記憶している元同僚は、「自分は、パートで勤務しており正社員ではなかった。」と供述しており、株式会社 C のオンライン記録には元同僚の名前は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間当時は国民年金に加入しており、昭和 56 年 10 月から免除申請の手続を行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 26 日から 52 年 2 月 26 日まで
会社を退職して結婚したのは昭和 52 年 2 月末であり、申立期間当時の職場の同僚と一緒に写っている写真を所持している。会社の規則で 3 年以上勤務すると退職金が支給されることになっており、退職金をもらっている。また、失業給付をもらっているので、申立期間に勤務していたことは調べてもらうと分かるはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の職場での写真を所持し、また、会社の規則で 3 年以上勤務すると退職金が支給されることになっており、退職金をもらっているので、申立期間に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、株式会社 A（現在は、株式会社 B）は、「申立期間当時は 3 年以上の勤務者のみに退職金を支払っていたが、当時の退職金に係る記録は保管しておらず、申立人に係る退職金支払の有無は不明である。」との回答が有る上、申立人が所持している職場での写真において確認できる複数の同僚の回答からは申立人の退職時期を特定できず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、株式会社 B は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していないため、上記の複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳における申立人の資格喪失日は、昭和51年12月26日となっており、雇用保険の記録及びオンライン記録と一致する上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、申立人が、資格喪失日の翌月である52年1月に健康保険証を返却したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 27 日から 26 年 4 月 1 日まで
申立期間について、引き続き A 駅前の B ビル内の駐留軍施設でベーカーとして働いていたが、厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、駐留軍施設の所在する都道府県に設置された C 事務所において行われており、申立人の供述内容から、申立期間における勤務場所は、同事務所が所管する D センターの一施設である E であると推認でき、同施設に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F 県 C 事務所に関する資料を継承している同県 G 部 H 課が保管する帳票の申立人の欄には、「退職年月日 25. 10. 27」、「解雇理由 整理」、「退職手当全額支給 解雇手当支給」の記載が確認できることから、上記の E の従業員が整理解雇されたものと推認できる。

また、D センターに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 7 人に照会したところ、申立人と同じ施設で働いていたとみられる 4 人は、いずれも申立人と同時期に被保険者資格を喪失しており、このうちの 1 人は、同人の被保険者資格喪失日である昭和 25 年 10 月 27 日に施設が解散した旨供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、F県C事務所の所管施設に係る氏名索引簿には、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとする記録は見当たらない上、Dセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号は連続し欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から同年11月5日まで
② 昭和27年3月1日から29年10月31日まで

私は、A株式会社に申立期間①及び②を含め勤務しており、申立期間当時、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も所在が不明であるため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金被保険者台帳において、申立人は昭和26年11月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年3月1日に同資格を喪失した後、健康保険証を返納していることが確認できる上、申立期間①及び②に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年4月30日まで
申立期間は戦後の混乱期で、食糧はもとより燃料にも大変困っており、A株式会社は、製材後の切れ端を薪として支給されるとのことで転職したことを思い出した。申立期間は事務員として朝8時から夕方5時まで勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できず、被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 53 年 8 月まで
申立期間について、有限会社Aにおいて、目立ての仕事をしてしたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、有限会社Aの回答及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aは、「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管していないが、申立人は目立ての仕事をしていた職人で、当社以外でも仕事をしており、正社員ではなかったため、社会保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の同僚は、「申立人は、有限会社A以外でも仕事をしていたので、同社で厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、申立人からも、「申立期間当時、有限会社A以外でも仕事をしていた。」との供述が有る。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号は連続し欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月10日から28年3月25日まで
(株式会社A、B工場)
② 昭和28年8月1日から33年8月21日まで
(株式会社A、C営業所)

申立期間①及び②の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約3か月後の昭和33年11月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと見当たらぬ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月13日から31年5月6日まで

A株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 85 か月 18,258 円 31. 9. 20」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約4か月後の昭和31年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。